健康福祉委員会資料

（消防局関係）

２　所管事務の調査（報告）

（２）令和５年度　公益財団法人川崎市消防防災指導公社

「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料１　　令和５年度　公益財団法人川崎市消防防災指導公社
「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料１　令和５年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料２　令和５年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

令和６年８月２８日

消　　防　　局

資料１

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

（令和5（2023）年度）

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要	1　法人の事業概要 　火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減など、公共の福祉の向上に寄与することを目的として、消防防災に関する普及啓発事業、各種講習会事業及びアクアライン消防活動支援事業を展開しています。 2　法人の設立目的 　消防防災に関する普及啓発及び調査研究並びに防災関係者に対する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とします。 3　法人のミッション 　消防防災に関する普及啓発や調査研究、消防防災に関する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、公共の福祉の向上に寄与し、安全安心なまちづくりを構築することが法人としてのミッションです。
本市施策における法人の役割	消防に対する市民ニーズが年々増大し、かつ多岐にわたっており、これに対応するためには行政として、組織整備や質的改革をはじめ、市民ニーズへの的確な対応に向けて、組織の最適化に取り組んでいるところです。そこで、法人の消防に係る専門知識を有している消防退職者を有効活用することにより本市の消防行政の推進に寄与し、更には市民にとって最適なサービスを提供できるよう事業を推進します。 ・公権力が伴わない消防事務のうち、予防関係事務では火災予防広報、訓練指導、防火・防災管理に関する各種資格取得講習会の開催などにより、防火意識の普及啓発及び有資格者の養成を推進します。 ・公権力が伴わない消防事務のうち、警防関係事務では地震体験車の活動及び各種救命講習の開催などにより、防災意識の普及啓発及び市民救命士等の養成を推進します。

法人の取組と関連する市の計画		政策	施策
	市総合計画上関連する政策等	政策１－１災害から生命を守る 政策１－６市民の健康を守る	施策１－１－４消防力の総合的な強化 施策１－６－１医療供給体制の充実・強化
	関連する市の分野別計画	―	

現状と課題	1　現状 ・法人は、職員の9割以上が消防吏員退職者で、消防の専門的な知識を有しており、この専門的な知識を活用し消防防災に関する普及啓発や調査研究、消防防災に関する指導育成及び防火・防災管理に関する各種資格取得講習会等を行い、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、公共の福祉の向上に寄与しています。 ・消防の専門的知識を活用し、本市から地震体験車を活用した消防訓練等業務を受託するとともに、平成29（2017）年度から修了証及び認定証を交付する全ての救命講習を受託しています。 ・支出抑制を目的とした臨時職員の活用等、経費の削減を図っています。 2　課題 ・「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」の地震体験車の派遣を伴う訓練指導及び「各種講習会事業」の各種資格者講習会の開催の実施方法について、コロナ禍の社会変容、市民のニーズ等を踏まえて実施する必要があります。 ・経営健全化に向けて、効率的な事業の実施及び管理費の削減を検討する必要があります。
取組の方向性	1　経営改善項目 　事務能力及び市民サービス向上のため、職員研修会の実施による職員の資質向上を図るとともに、事務の効率化による経費削減に努めます。 2　連携・活用項目 ・本市施策を補完する防火防災及び救急に関する普及啓発事業及び各種講習会事業について、コロナ禍の社会変容等を踏まえて、効果的に実施します。 ・消防施策の補完的事業である受託事業について、高い専門性を活用し効果的に事業を推進することにより、本市事業との相乗効果により、地域防災力の向上及び救命効果の向上につなげていきます。 ・防火・防災管理に関する各種資格取得講習会について、受講者のニーズに柔軟に対応することにより受講機会が増え、本市事業との相乗効果による防火防災意識の向上につなげていきます。

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4カ年計画の目標

1　消防施策の補完的事業である受託事業について、高い専門性を活用して効果的に事業を推進し、市民救命士等の養成を充実することにより、市民の防火防災意識の向上及び応急手当の知識・技術の習得を図り、本市事業との相乗効果により、地域防災力の向上及び消防施策の成果指標であるバイスタンダーによる心肺蘇生実施率の更なる増加につなげていきます。
2　防火・防災管理に関する各種資格取得講習会について、市民、企業等への講習会を実施するなど柔軟に対応することにより、本市事業との相乗効果による消防法令違反の削減及び早期改善につなげていきます。
3　東京湾アクアラインにおけるトンネル災害時に、床版下からの災害対応に必要な車両及び資機材の適正な維持管理により、公設消防隊の活動を支援していきます。
4　コロナ禍の社会変容を踏まえた社会情勢等に基づき「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」、「各種講習会事業」及び「アクアライン消防活動支援事業」を実施しながら、職員の能力の向上を図るとともに、人員、資機材等管理費の削減に取組み、経営健全化を図ります。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標		現状値（令和3（2021）年度）	目標値（令和5（2023）年度）	実績値（令和5（2023）年度）	単位	達成度（※1）	本市による評価・達成状況（※2）・費用対効果（※3）	今後の取組の方向性（※4）
①	防火防災及び救急に関する普及啓発事業	救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合		42.4	45.8	43.5	%	b	C	Ⅱ
		市民救命士等の養成者数		3,666	10,500	5,584	人	d		
		地震体験車の利用者数		17,575	25,800	40,370	人	a		
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出（直接事業費）	11,012（18,953）	16,480（22,718）	17,077（35,517）	千円	2)	(3)	
②	各種講習会事業	資格講習会受講者数		2,994	4,600	4,962	人	a	A	Ⅱ
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出（直接事業費）	－	－	－	千円	0	0	
③	アクアライン消防活動支援事業	日常点検実施回数		365	366	366	回	a	A	Ⅰ
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出（直接事業費）	－	－	－	千円	0	0	

2. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	現状値（令和3（2021）年度）	目標値（令和5（2023）年度）	実績値（令和5（2023）年度）	単位	達成度	本市による評価・達成状況	今後の取組の方向性
①	経営の健全化	経常収支比率	88.7	100.2	84.0	%	c	C	Ⅱ
		正味財産	618,390	537,359	547,431	千円	a		

3. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	現状値（令和3（2021）年度）	目標値（令和5（2023）年度）	実績値（令和5（2023）年度）	単位	達成度	本市による評価・達成状況	今後の取組の方向性
①	市民サービス向上を目的とした職員研修会の実施	職員研修会の実施・受講回数	11	9	12	回	a	A	Ⅰ

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】
（行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上）
(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】
(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】
(※4)【Ⅰ. 現状のまま取組を継続、Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、Ⅲ. 状況の変化により取組を中止】

法人及び本市による総括

【令和4（2022）年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】
・令和4年度と同様に区での会議や防火管理講習会・消防出初式等のイベント等を活用してパンフレットを配布、普及啓発事業の周知に努めた結果、救命講習についてはコロナ前の数値に回復する傾向が認められたものの、伸び率としては依然として低いと認識しており、更なる効率的な講習に留意し受講者を増やしていく所存です。
・令和4年度から始めた企業に対するWEB講習は、令和5年度につきましては11回実施し223人の利用があり、令和4年度と比べ増加し、広報の成果が出ましたので、更に受講者が増えるよう、あらゆる機会を捉え、WEB講習の利便性のPRに努め、令和6年度もこの事業を積極的に継続して推進します。
・各種講習会事業では、講習会開催回数や1回当たりの受講者数を増やしたことで目標を達成することができました。
・経営健全化に向け、消防局との協力関係を構築するため、人材確保や委託事業等について協議を行いました。

【令和5（2023）年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】
・本市施策推進に向けた事業取組のうち、「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」、「市民救命士等の養成者数」については、目標未達成となり、「経営健全化に向けた取組」についても、一部目標未達成ではありますが、その他の取組については目標を達成し、防火意識の普及啓発、市民救命士等の養成、有資格者の養成といった消防行政の推進に寄与し、本市が求める役割を概ね果たしています。市民救命士等を養成する救命講習会、各種資格講習会について、積極的に周知を図るとともに、開催回数を増加したことにより実績値が増加していることは評価できるものの、市民救命士等を養成する救命講習については、更に市民救命士等の養成者数の増加に向けた取組が必要です。
・令和4年度から開始した応急手当WEB講習について、受講者が増加しているため、今後も効率的・効果的に同事業を推進することを期待します。
・経営健全化に向けて、定期的に会議等を開催し、建設的に協議をする場を設けるなど、双方の協力関係を構築していく必要があると考えます。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課

1．本市施策推進に向けた事業取組①（令和5（2023）年度）

事業名	防火防災及び救急に関する普及啓発事業

計　画（Plan）

現状	・受託事業として、各種救命講習会を開催し、市民救命士等の養成を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、1回あたりの受講人数を制限して実施しているため、平成30（2018）年度の332回、7,368人の受講人数から、令和元(2019)年度 は263回、6,187人、令和2（2020）年度は154回、2,855人に受講人数が減少しています。 ・受託事業として、地震体験車の派遣を伴う消防訓練指導により、市民の防火防災意識の普及啓発を図っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、平成30（2018）年度が216回、28,038人、令和元（2019）年度が204回、25,335人、令和2（2020）年度が112回、13,315人と、利用者数が減少しています。
行動計画	・令和4（2022）年度以降、新型コロナウイルス感染症の終息を見込んだ受講状況を念頭に、引き続き、企業や学校関係者への講習会を実施するなど、ニーズに対応した講習を実施することにより、救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合の向上を目指します。 ・なお、令和5（2023）年度のかわさき保健医療プランの改定に伴い、救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合の令和6（2024）年度以降の目標値が修正となった場合には、本目標値を修正する可能性があります。 ・地震体験車の派遣については、コロナ禍の社会変容を踏まえて、市民ニーズ等を把握しながら効率的に実施し利用者数の回復を目指します。
具体的な取組内容	・新型コロナウイルスが感染症法上第2類から第5類に類型が変更され、感染症対策も個人や事業所の判断に委ねられるなどの対応に変更されましたことから、引き続き必要な感染症対策を講じながら、各種救命講習ともコロナ前の受講者数に回復するよう事業を進めてまいります。 ・消防局と協力して、防災関係団体等に直接出向き、普及啓発事業の広報を実施し、救命講習会及び地震体験車の派遣を伴う消防訓練の依頼が増えるようPRします。 ・昨年度から実施してきた応急手当WEB講習について、引き続き開催についてPRします。 ・事業費と受託費の差の解消に向けて、公社の運営に関し関係局と協議を定期的に実施し、事業費の最適化を図ります。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1・2関連】 ・救急隊が救急現場に到着するまでの間、いち早くバイスタンダーが心肺蘇生を実施することは、生存率及び社会復帰率の向上において重要であることから、一人でも多くの方が救命講習を受講できるよう、必要な感染症対策を講じつつ、1回当たりの講習受講者数を会場の規模により増やすとともに、1日当たり2回講習を開催するなど、令和4年度と比べ開催回数を43回増やし、269回開催した結果、受講者数は891人増の5,584人となりました（令和4年度実績226回、受講者数4,693人）。なお、土日開催については、35回開催しました（令和4年度実績38回）。 ・WEB講習につきましては、令和5年度は11回実施し、223人の利用があり、令和4年度と比べ増加しました。なお、令和6年度実施に向けては、令和5年度の実施状況も踏まえながら、再度、効果検証を行いました。 ・市民救命士等の養成者数を増やすため、イベント等の機会をとらえ、救命講習の案内に関するリーフレットを約2,400枚配布しました。 【指標3関連】 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況が緩やかになったことにより、各区の総合防災訓練、自主防災訓練、大規模イベントや学校での消防訓練における地震体験車の派遣依頼がコロナ前と同様となり、開催回数が215回（令和4年度実績191回）、利用者数が40,370人（令和4年度実績35,463人）と、ともに令和4年度よりも増加しました。 ・多くの市民に対し、地震体験車を利用していただくため、消防局と連携し、各区避難所運営会議や消防出初式において、実施案内に関するリーフレットを約2,000枚配布しました。

評　価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合		目標値		45.8	45.8	46.7	47.6	%
	説明	救急現場におけるバイスタンダーとして心肺蘇生を実施した市民の割合	実績値	42.4	42.2	43.5			
2	市民救命士等の養成者数		目標値		10,500	10,500	10,500	10,500	人
	説明	市民救命士等を養成した人数	実績値	3,666	4,693	5,584			
3	地震体験車の利用者数		目標値		19,400	25,800	25,800	25,800	人
	説明	地震体験車の利用により防災意識の普及啓発を図った人数	実績値	17,575	35,463	40,370			

指標1に対する達成度	b
指標2に対する達成度	d
指標3に対する達成度	a

a. 実績値が目標値以上
b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満
c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満
d. 実績値が目標値の60%未満

※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

・指標1に関する実績値については、目標値を達成できませんでした。感染症への警戒感から、人との接触を避けたいという潜在意識が影響したのではないかと推測されます。しかしながら、令和4年度と比べ増加しており、救命講習で救命に関する意識向上と救命措置について知識・技術を得た方々が年々増えていることが一部寄与していることが考えられます。
・指標2に関して、救命講習会は、新型コロナウイルス感染症が収束に向かう中、269回実施し、受講者数は5,584人（令和4年度実績226回、受講者数4,693人）となり、回復傾向にあるもののコロナ前には及ばない数値であり、市民救命士等の養成者数は令和4年度比で119%の増加に止まりました。その要因としては新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が第5類に移行した最初の年であり、新型コロナウイルス感染症への感染に対する影響も少なからずあったように認識しております。
・目標値は達成できなかったものの、各消防署で実施する公募講習、企業等からの依頼による救命講習を消防退職者としての知識・技術・経験を活かして積極的に指導を実施し、多くの市民の皆様方に傷病者に対する応急手当の必要性や重要性について理解していただいたものと受け止めております。
・WEB講習について、令和5年度は11回実施し、受講者は223人（令和4年度は2回実施し受講者は47人）となり、令和4年度と比べ増加しているため、引き続きWEB講習を推進してまいります。
・指標3に関して、大規模な催し物や学校での訓練、自主防災訓練等が開催されるようになり、多くの市民の方が地震体験車を体験する機会が増えた中、地震体験に関心の高い方も多かったと考えられ、目標値を達成することが出来ました。各災害の活動経験を踏まえた災害の危険性や安全性の確保のための対応策の重要性について説明したことにより、災害の怖さとその対応等について市民の皆様に理解していただいたものと受け止めています。

本市による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C	指標である、「救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合」が43.5%、「市民救命士等の養成者数」は、5,584人となり、目標を達成することはできなかったものの、「地震体験車の利用者数」が40,370人となり、目標値を達成し、市民に対する普及啓発に寄与したため。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		16,480 (22,718)	16,480 (22,718)	16,480 (22,718)	16,480 (22,718)	千円
	説明	本市財政支出 (直接事業費)	実績値	11,012 (18,953)	16,556 (21,871)	17,077 (35,517)			

行政サービスコストに対する達成度	2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

・令和5年度の本市財政支出は、コロナが収束に向かい、講習会開催回数や地震体験車派遣回数が増加したことにより、人件費が目標設定時における予測より上回り、目標値を超えました。
・普及啓発事業の派遣については、職員、非常勤職員、臨時職員及び救急ボランティアを適正に組み合わせ人件費の抑制に努め、他の固定費及び消耗品費についても削減に取り組みましたが、コロナが収束に向かう中、講習会開催回数や地震体験車派遣回数が増加し、人件費が増加した結果、直接事業費が増えております。

本市による評価

費用対効果(「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分		区分選択の理由
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(3)	指標3「地震体験車の利用者数」は目標値を上回ったものの、行政サービスコストは目標値を超え、指標1「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」及び指標2「市民救命士等の養成者数」が目標値を下回ったため。

改　善（Action）

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅱ	普及啓発事業につきましては、市民の安全で安心な暮らしを守ることに直結しており、本業務の趣旨を踏まえ、関係団体への案内や周知、各講習の必要性などを説明するとともに、令和4年度から導入しているWEB講習を引き続き推進してまいります。 また、救命講習会について、来年度からは従来の電話受付に加えてインターネットによる受付を開始し、受講手続きの利便性向上を図ってまいります。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課

本市施策推進に向けた事業取組②（令和5（2023）年度）

事業名	各種講習会事業

計　画（Plan）

現状	指定講習機関からの受託事業として、防火管理講習会等の各種資格講習会を開催し、防火管理等に必要な有資格者を養成していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により1回あたりの受講者数を制限して実施しているため、資格講習会受講者数が、平成30（2018）年度は5,154人、令和元（2019）年度は4,716人、令和2（2020）年度は2,655人と減少しています。
行動計画	令和4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものと想定されますが、令和5（2023）年度からは、新型コロナウイルス感染症の終息を見込んで、各講習会の希望状況等を踏まえて、効率的に講習会を開催するとともに、企業も対象とするなど、幅広なニーズに対応することにより、受講者数の回復を目指します。
具体的な取組内容	・新型コロナウイルスが感染症法上第2類から第5類に類型が変更され、感染対策も個人や事業所の判断に委ねられるなどの対応に変更されましたことから、必要な感染症対策を講じながら、1回あたりの受講者数や開催回数を増やすなどコロナ前の水準に回復するよう、各種講習会を開催いたします。 ・市内防火対象物の防火管理者資格未取得者への対応として、講習開催回数の増加、土日開催の実施等、指定講習機関と調整し受講機会の増加を図ります。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が第5類に変更となり、感染症対策も個人や事業所の判断に委ねられたことから、会場の規模に応じた1回当たりの受講者数と講習回数の増加を図り、各講習については、防火・防災管理講習等を43回実施し、受講者数は4,266人（令和4年度：37回、受講者数3,253人）、自衛消防業務講習を18回実施し、受講者数は696人（令和4年度：18回、受講者数609人）、合計で61回実施し、受講者数は4,962人（令和4年度：55回、受講者数3,862人）となりました。 ・防火・防災管理講習等において、市民から要望のあった土日開催については、甲種防火管理新規講習5回、乙種防火管理講習1回、甲乙防火管理講習1回、防火・防災管理再講習1回、計8回実施しました。

評　価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	資格講習会受講者数		目標値		3,700	4,600	5,200 ~~4600~~	5,200 ~~4600~~	人
	説明	防火管理講習会など各種資格講習会を受講した人数	実績値	2,994	3,862	4,962			

指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

新型コロナウイルス感染症が収束に向かう中、防火・防災管理講習等を令和4年度と比べ6回増やしたことや、1回当たりの受講者数を増やし、感染症対策も柔軟且つ適切な対応を行ったことから、受講者数は、令和4年度対比で約128%となり、目標値を達成するとともに、消防法令で必要な資格の取得と、市内防火対象物の違反是正に繋げることができました。なお、受講者数については、新型コロナウイルス感染症の影響が無かった平成30年度実績（5，154人）の約96%まで回復しています。

本市による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	指標である「資格講習会受講者数」は4,962人となり、目標値を上回り、市内防火対象物の違反是正に大きく寄与したため。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		－	－	－	－	千円
	説明	本市財政支出（直接事業費）	実績値	－	－	－			

行政サービスコストに対する達成度		1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント（行政サービスコストに対する達成度について）

本市による評価

費用対効果（「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価）	区分		区分選択の理由
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である		

改　善（Action）

実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅱ	・防火・防災管理講習等及び自衛消防業務講習については、消防法令で定められた資格取得講習で、各防火対象物の防火・防災管理者等として安全対策上の知識等を習得する講習であり、引き続き現状の取組を継続いたします。 ・防火・防災管理講習等については、会場規模を拡充するとともに、実施回数についても令和6年度は10回増やし53回実施を予定しており、資格取得講習受講者の増加の取組を進めてまいります。 ・指標1「防火管理講習会など各種資格講習会を受講した人数」について、目標設定時の予測より会場規模拡充が可能となり受講者数が増加することが予測できることから、令和5年度実績値を踏まえ、令和6年度以降の目標値を変更します。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課

本市施策推進に向けた事業取組③（令和5（2023）年度）

事業名	アクアライン消防活動支援事業

計　画（Plan）

現状	東京湾アクアラインにおけるトンネル災害時に、床版下から災害対応する車両及び資機材の日常点検管理を行うこと並びに資機材等を提供することにより、公設消防隊の活動を支援する事業です。
行動計画	・災害活動に際して消防機関が安心して活用できるよう、専門知識を持った職員が日常点検を実施します。 ・有事の際に、公設消防隊の活動に有効となる資機材等について更新していきます。
具体的な取組内容	・東京湾アクアラインにおけるトンネル災害時に、床版下から災害対応する消防活動支援車両及び資機材の日常点検を毎日（366日）実施するとともに、必要に応じて資機材の更新等を行います。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 ・消防に関する専門知識を有する職員により、東京湾アクアライン用の消防車両及び消防用資機材の確実な点検を一日も空けることなく366日実施し、事故等の不都合事案の発生はありませんでした。 ・消防用資機材において、点検時不良個所が見つかった携帯拡声器（トランジスタメガホン）1基、トランシーバー1基を更新し、ガス検知器2基の定期点検を実施しました。 【その他】 ・点検時、気象悪化に伴う東京湾アクアラインの通行止めやイベント開催（東京湾アクアラインマラソン等）により東京湾アクアラインが交通封鎖になった場合は、交通封鎖解除後に点検を実施する計画に基づき、点検を実施しております。 ・東京湾アクアライン消防車両及び点検用車両については、車両運行に関する法定点検等は必ず実施しており、不具合による消防車両の使用不可及び点検用車両の不具合発生による点検の未実施等の事故は発生しておりません。 ・東京湾アクアライン床版下の視察について1団体12名に対し説明等を行いました。

評　価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	日常点検実施回数		目標値		365	366	365	365	回
	説明	専門知識を持った職員の日常点検実施状況	実績値	365	365	366			

指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

・消防車両及び資機材の点検時において、気象悪化による東京湾アクアラインの通行止めが2回発生しましたが、通行止めが解除された後に点検を実施する体制等を構築していることから、支障なく全日（366日）点検を実施し、目標を達成しました。
・東京湾アクアライン床版下視察希望者（防災関係者）に、施設見学・説明等を実施しました。

本市による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	指標である「日常点検実施回数」は、366日となり、目標を達成し、東京湾アクアラインの安全確保に大きく寄与したため。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		－	－	－	－	千円
	説明	本市財政支出（直接事業費）	実績値	－	－	－			

行政サービスコストに対する達成度		1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント（行政サービスコストに対する達成度について）

本市による評価

費用対効果（「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価）	区分		区分選択の理由
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である		

改　善（Action）

実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ	・東京湾アクアラインにおけるトンネル災害時に、トンネル床版下から災害活動を支援する消防車両及び資機材の日常点検を実施することにより、公設消防隊へ活動支援する体制が確立し災害発生時の被害軽減に繋がることから現状の取組を継続いたします。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課

2. 経営健全化に向けた取組①（令和5（2023）年度）

項目名	経営の健全化

計　画（Plan）

現状	平成25(2013)年4月に公益財団法人に移行し、公益目的事業と収益事業の2事業を行っておりましたが、平成27(2015)年度末で収益事業を廃止したことにより、現在は公益事業1事業で運営しており、今までに職員の削減や担当替えを行うとともに、経常費用の見直し等を行い経常収支比率の維持に努めてきたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響やアクアラインに係る指定正味財産の減少により、正味財産額は逓減傾向にあります。
行動計画	普及啓発事業と講習会事業による収益について、新型コロナウイルス感染症の影響からの段階的回復を令和5（2023）年度までに見込み、その後も講習会事業について収益増を図るとともに、地震体験車や救命講習に派遣する人員について、職員と嘱託職員及び臨時職員並びに救急ボランティアを適正に組み合わせることなどにより、組織の適正化等も行い、経常費用の節減に努めることで、経常収支比率の改善及び正味財産の逓減抑制を目指します。
具体的な取組内容	・職員の勤務時間の割り振りをフレキシブルに対応し、時間外の削減に努めます。 ・平成25年度から改定が行われなかった給与の見直しを行うなど、処遇を改善し人材の確保を行うとともに、引き続き経営コストの縮減に努めてまいります。 ・連携を密にし消防局と経営適正化について、定期的に協議してまいります。 ・当公社事務所移転が予定されていることから、移転に係る諸準備を計画的に実施してまいります。

実施結果（Do）

経営健全化に向けた活動実績	【指標1・2関連】 ・人件費の削減 令和5年度は、令和4年度に比べ非常勤嘱託職員を1名減じる等により人件費の削減を図りましたが、コロナが収束に向かう中、派遣回数及び講習開催回数が増加した結果、人件費が増加しました。各事業を実施するにあたり担当する業務を調整しながら実施し、特別休暇等が発生した場合は、人員配置に苦慮いたしました。 地震体験車の2台派遣時に、担当職員以外の者が2名以上必要となりますが、極力、他の業務を担当している職員を派遣し、臨時職員（アルバイト）の雇用を抑制し、救急講習についても職員、非常勤職員、救急ボランティアを工夫して組み合わせ人件費の抑制に努めました。 ・賃貸料の見直しによる削減 建物および駐車場の土地を所管する関係局と協議を行い、令和2年度から減免措置の適用許可が認められ、賃借料の削減を図ることができ、令和6年度についても、同様に減免措置の適用許可となり賃借料の削減を図れることとなりました(減免割合50/100)。 ・固定費等管理費の抑制 光熱費、消耗品等の抑制に努め、管理費等の経費削減に努めました。 ・処遇の改善について 令和6年度に向けて給与規程の一部を改正し、処遇の改善を行いました。令和6年度に向けて、職員1名の採用が決まりました。 ・講習会の開催回数等 講習会の開催回数を令和4年度と比べ6回増やし、受講人員も1,100人増えたことから、受講料について約370万円の増額に繋がりました。 ・事務所移転 所管局の協力のもと、移転先について検討を行いました。 ・その他 経営の適正化に向け、消防局所管課と定期的に会議を開催いたしました。

評　価（Check）

経営健全化に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	経常収支比率		目標値		100.0	100.2	100.2	100.2	%
	説明	経常収益÷経常費用	実績値	88.7	94.9	84.0			
2	正味財産		目標値		572,818	537,359	502,105	468,663	千円
	説明	指定正味財産＋一般正味財産	実績値	618,390	582,509	547,431			

指標1 に対する達成度	c	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

・指標1については、各講習会開催回数及び1回当たりの受講人員を増やして開催したことによる受講料の増加や、非常勤嘱託職員の1名減員など人件費の抑制や経費節減にも努めましたが、新型コロナウイルス感染症が収束に向かう中、アクアライン支援事業負担金収入が減額したこと等により経常収益が減少したこと及び各事業における実施回数の増等による事業費の増も影響し、目標値を達成できませんでした。
・指標2については、受講料の収入の増加等に努めたもののアクアライン支援事業収入の減により経常収益が減少したため、経常収支比率は下がりました、一方、正味財産については、減少を抑えることができ、目標値を達成することができました。
・施設管理者と協議し、建物及び駐車場の使用について減免措置となり、引き続き賃借料の固定経費の削減が図れ、令和6年度についても減免措置が認められ賃借料の削減を図れることとなりました。

本市による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C	指標1である「経常収支比率」について、目標値は達成できなかったものの、指標2である「正味財産」は547,431千円となり、目標値を達成したため。

改　善（Action）

	方向性区分		方向性の具体的内容
実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅱ	・経常費用については、人件費等の義務的経費及び固定的経費が大半を占めており、早期に大幅な改善は困難であるものの、引き続き、適正な職員配置による人件費の抑制、消耗品費の削減等経費の見直しを行い、管理費の削減に取り組みます。 ・令和6年度の各種講習会は、会場規模を拡充し、1回当たりの受講者数を増やすとともに、実施回数も増加することにより事業収入の増額を図ります。 ・経営の健全化のため、令和6年度につきましても引き続き消防局所管課と定期的に協議を継続いたします。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課

3. 業務・組織に関する取組①（令和5（2023）年度）

項目名	市民サービス向上を目的とした職員研修会の実施

計　画（Plan）

現状	新規採用職員への導入教養研修をはじめとして、各事業に係る研修会を実施しています。
行動計画	事務能力の向上を目的とした研修のほか、各事業の法令改正等に係る研修を継続的に実施し、各種講習会事業でフィードバックするとともに、関係する外部研修にも積極的に参加し市民サービスの向上を図り、効率的な業務を遂行するため組織の最適化を図っていきます。
具体的な取組内容	・法令改正や講習時の指導要領の内部研修を実施し、業務等に関連する外部研修に職員を派遣し、職員の業務執行能力の向上を図るとともに、受講内容をフィードバックさせます。 ・ハラスメントに関する研修を実施し、講習会場等での受講者等に対する言動や接遇などについて配慮するよう徹底します。 ・業務上、日常的に公用車を運転することから、安全運転に関する職場内研修を実施し職場内の交通事故防止対策等を推進します。 ・将来的な業務改善に向けた、研修内容、講習会の実施方法及び新規事業などについて他都市の同種団体と意見交換や情報交換を実施します。

実施結果（Do）

業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 ・新規採用職員3名に対し、本公社の設置目的や各種事業に関する導入研修を実施しました。 ・業務に関連する職場外研修については、積極的に職員を派遣し、算定基礎届事務講習会1回（1名）、社会保険事務講習会1回（1名）、事業所の健康管理セミナー1回（2名）のほか、全国防災事業団体協議会に2回（3名）参加し、計5回の研修に7名が受講いたしました。 ・職場内研修として、導入研修1回（3名）、自衛消防業務関係研修2回（12名）、物品調達実施要領に関する研修1回（10名）、行政監査の指摘事項に関する改善策についての研修1回（10名）、年金受給初歩講座1回（15名）、車両事故防止研修1回（12名）、計7回の職場内研修を実施し、62名が受講しました。 ・公社として合計12回の研修に69名が受講しました。 ・導入研修の際、新規に入社した職員3名に対し、ハラスメントについてのカリキュラムを設け、ハラスメント防止について意識付けを行いました。 ・全国防災事業団体協議会においては、定年延長に係る職員の確保について等の喫緊の課題に関する情報交換を行いました。 【その他】 新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月から「5類感染症」となり、流行も一定程度抑えられておりますが、インフルエンザ等の他の感染症が令和4年度と比較して流行している状況も踏まえ、令和4年度に実施した内部研修により習得した感染症対策を状況に応じて講じ、対応しました。

評　価（Check）

業務・組織に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	職員研修会の実施・受講回数		目標値		9	9	9	9	回
	説明	内部研修会の実施及び外部研修会を受講した回数	実績値	11	13	12			

指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

・令和4年度から道路交通法の改正で始まったアルコールチェッカーの実施に関しては、研修内容に基づき車両運行前後に必ず測定して記録に残しており、制度運用に関しては研修成果が出ているものと思われます。また、今までにアルコールを検知した職員はおりません。
・業務に関する研修の一環として、物品調達の事務に関する研修を実施し、物品調達に関する事故防止の徹底を図りました。
・地震体験車や業務用車両を運行していることから、車両に関するリスクを共有し事故を防止するための内部研修を実施した結果、車両運行時の安全意識の向上を図ることができました。

本市による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	各種内部研修会の実施及び外部研修会への積極的な受講の結果、指標である「職員研修会の実施・受講回数」が12回となり、目標値を上回るとともに、担当業務以外についても理解を深め、今後の業務改善に繋がる等の効果があり、市民サービスの向上に寄与したため。

改　善（Action）

実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ	・市民サービスの向上を図るため、定期的に研修を受講させ職員の質を上げる本取組を継続いたします。また、職場外研修については、積極的に職員を参加させ、研修内容をフィードバックさせます。 ・特に職場環境の維持及び事故防止のため、物品調達に関する研修を継続して実施いたします。 ・また、他都市の同種団体との研修会等に参加し、事業内容や実施方法及び取組方法等の意見交換を積極的に実施することで、更なる業務改善を図ります。

法人(団体名)	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)					
	経常収益	78,521	83,313	78,737		
	経常費用(事業費)	81,977	80,994	84,517		
	経常費用(管理費)	6,518	6,821	9,233		
	うち減価償却費	804	769	577		
	当期経常増減額	△9,975	△4,502	△15,013		
	経常外収益	1,542				
	経常外費用					
	税引前当期一般正味財産増減額	△8,433	△4,502	△15,013		
	当期一般正味財産増減額	△8,433	△4,502	△15,013		
	(指定正味財産増減の部)					
	当期指定正味財産増減額	△32,543	△31,379	△20,065		
	正味財産期末残高	618,390	582,509	547,431		
貸借対照表	総資産	633,591	601,582	581,793		
	流動資産	4,146	3,554	3,345		
	固定資産	629,445	598,028	578,449		
	総負債	15,202	19,072	34,362		
	流動負債	4,210	4,444	5,375		
	固定負債	10,992	14,629	28,987		
	正味財産	618,390	582,509	547,431		
	指定正味財産	629,153	597,774	577,709		
	一般正味財産	△10,763	△15,265	△30,278		

主たる勘定科目の状況(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
	経常収益	事業収益	39,219	48,235	55,997		
	経常費用	人件費(事業費+管理費)	57,650	54,882	60,337		
	総資産	特定資産	529,153	497,774	477,709		
	総負債	有利子負債(借入金+社債等)					

本市の財政支出等(単位:千円)	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
補助金					
負担金					
委託料	13,695	18,975	20,289		
指定管理料					
貸付金(年度末残高)					
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)					
出捐金(年度末状況)	100,000	100,000	100,000		
(市出捐率)	100.0%	100.0%	100.0%		

財務に関する指標	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産/流動負債)	98.5%	80.0%	62.2%		
有利子負債比率(有利子負債/正味財産)					
経常収支比率(経常収益/経常費用)	88.7%	94.9%	84.0%		
正味財産比率(正味財産/総資産)	97.6%	96.8%	94.1%		
経常費用に占める市財政支出割合 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用)	15.5%	21.6%	21.6%		
経常収益に占める市財政支出割合 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益)	17.4%	22.8%	25.8%		

法人コメント		本市コメント
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
・当公社は、普及啓発事業、各種講習会事業及びアクアライン消防活動支援事業の3事業の公益事業を行い運営しております。 ・令和5年度は、市民救命士の養成者数につきましては令和4年度比で119%に増加しているものの、養成者数やバイスタンダーの実施率、行政サービスコストは目標値に届いていないことを重く受け止めています。 ・普及啓発事業や講習会事業の拡充により、人件費が令和4年度から増加しています。 ・普及啓発及び講習会の各事業の収益は、増額しておりますが、アクアライン支援事業の収益は減額しております。 ・以上から、令和4年度と比べ経常費用が増加し、経常収益が減少したことにより、当期一般正味財産増減額は、約1,500万円の減となっています。 ・当期指定正味財産増減額については、アクアライン支援事業等に係る費用を賄うため、マイナスとなっておりますが前年度と比較すると減額しております。経常収支比率や流動比率は低いことから、引き続き、事業収益の増額とコストの削減・抑制に努め、経営の改善に取り組んでまいります。	・令和6年度につきましても感染対策を柔軟かつ適切に行い、新型コロナウイルス発生前の通常の状態で実施する予定です。 ・令和4年度から始めた事業所等に対する応急手当WEB講習については、令和5年度以上の回数を実施するためと普及啓発事業及び各種講習会事業も同様に回数並びに受講者を増加させるため、町内会、・自治会や関係団体・事業所にホームページやチラシ等を活用してPRするとともに、あらゆる機会を通じて実施案内に関する広報を継続します。 ・各種講習会事業は、収益を増額するため関係機関と調整し講習会開催回数を増やし受講者数を増やす取組を継続し、収益の増とコスト削減・抑制により、収支の改善を図ってまいります。 ・経営の健全化のため、令和6年度につきましても引き続き消防局所管課と定期的に協議を継続いたします。	・令和5年度の各事業の実績値については、新型コロナウイルス感染症の影響から回復し、令和4年度に比べて概ね増加しましたが、市民救命士等の養成者数や、経営に関する部分で、目標値を達成できませんでした。講習の回数、定員等の拡大について検討して実施し、各事業の目標値を達成することを期待するとともに、関係団体への各講習の必要性など案内や周知について、法人と連携して実施します。 ・講習会開催回数増による経常収益増加や、適正な人員配置等、更なる経常費用の削減について検討し、法人が有する人材等の資源を効果的に活用した各事業の実施について、法人と連携してまいります。

（2）役員・職員の状況（令和6年7月1日現在）

	常勤（人）			非常勤（人）		
	合計	（うち市派遣）	（うち市OB）	合計	（うち市在職）	（うち市OB）
役員	2	0	2	9	0	0
職員	9	0	9	2	0	1

【備　考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解

・理由

・今後の方向性

参考資料1

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和４年３月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和４年度～令和７年度）」**に基づく、令和５年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく２年目の評価**となるものであり、令和４年度取組評価において、**新型コロナウイルス感染症からの想定以上の回復状況により変更した目標値等を踏まえて取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していく**ことで、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていく**ものとなります。

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第１次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言**等を踏まえ、平成30年度に前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めました。**当該指針において**、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

（参考）対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法　人　名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
8		観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健医療政策部	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
21	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記１のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて**、**本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「法人の概要」、「本市施策における法人の役割」、「現状と課題」、「取組の方向性」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、**「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各視点**から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方は次頁以降参照）。

・なお、法人情報として、**各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等**も確認できるようにしています。

≪取組評価シートの様式イメージ≫

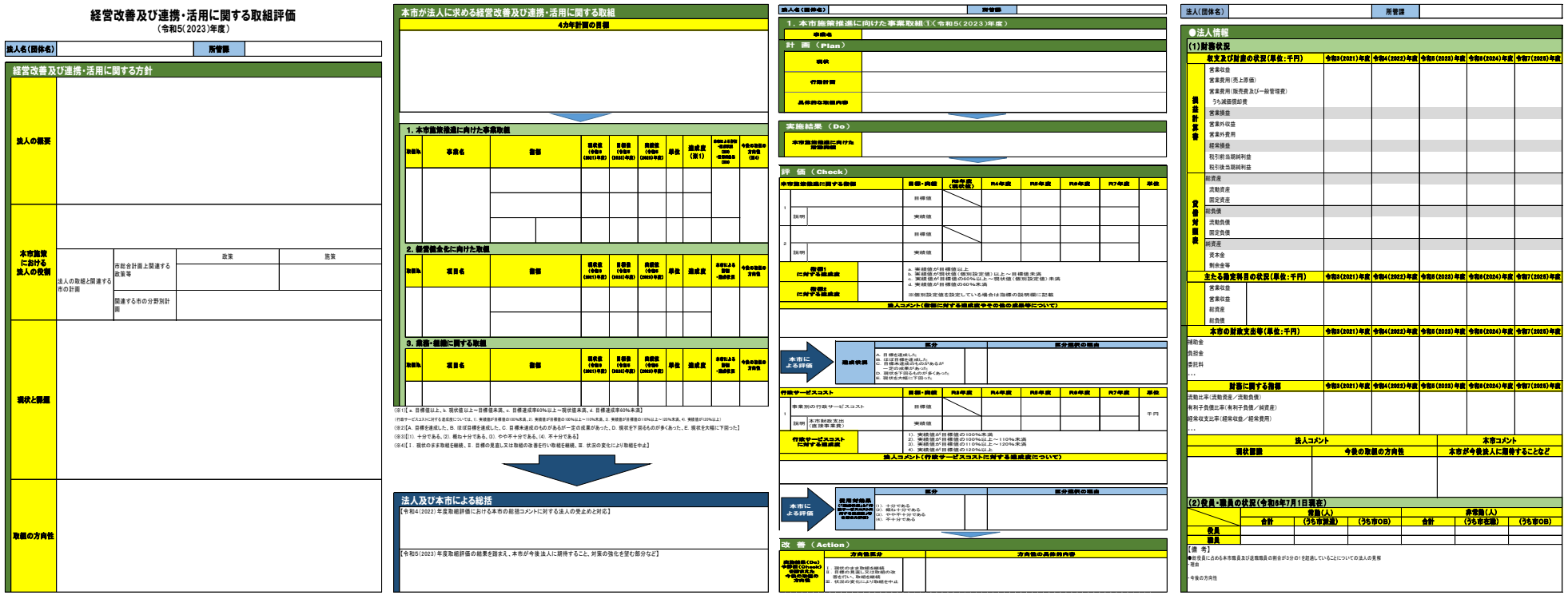

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

①　各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方
ａ.実績値≧目標値　ｂ.目標値＞実績値≧現状値（個別設定値）　ｃ.現状値（個別設定値）＞実績値≧目標値の60%
ｄ.目標値の60%＞実績値

●指標の単位が「%」のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化量が１%未満のものと、指標の単位が「%」以外のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化率が１%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合
⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値×60%が、現状値以上（良い）の場合
⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）
⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合
⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がることが望ましい指標の場合
⇒区分を下記に読み替えた上で選択。
ａ．目標値≧実績値　ｂ．現状値（個別設定値）≧実績値>目標値　ｃ．目標値の1/0.6≧実績値>現状値（個別設定値）
ｄ．実績値>目標値の1/0.6

●範囲内となることが望ましい指標の場合
⇒区分を下記に読み替えた上で選択。
a．目標値の下限値≦実績値≦目標値の上限値　b．想定なし
c．目標値の下限値の60%≦実績値＜目標値の下限値、又は、目標値の上限値＜実績値≦目標値の上限値の1／0.6
d．実績値＜目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の1／0.6＜実績値

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

		事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
指標に対する達成度	点数	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点（合計点÷指標の数）→			**3.00**		**2.67**		**2.00**		**1.33**		**0.33**

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③　各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。
（目標値・実績値ともに（－）の場合、セルに斜線（＼）を入力。）

行政サービスコストに対する達成度 ＼ 達成状況	1). 実績値が目標値の100%未満	2). 実績値が目標値の100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、１）から４）となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④　今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を３つの区分から選択。

方向性区分	説明（選択の要件）
Ⅰ．現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 （以下の両方に該当する場合） ・前記②の「達成状況」について「A．目標を達成した」又は「B．ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1)．十分である」又は「(2)．概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A．目標を達成した」又は「B．ほぼ目標を達成した」を選択
Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 （以下のいずれかに該当する場合） ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C．目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D．現状を下回るものが多くあった」又は「E．現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3)．やや不十分である」、「(4)．不十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 （以下のいずれかに該当する場合） ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C．目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D．現状を下回るものが多くあった」又は「E．現状を大幅に下回った」を選択
Ⅲ．状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合（その根拠を明確に記入。）

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3　令和5年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組は、23法人で58件の取組（うち40件の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約95%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約95%と、**目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった**一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約５%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約５%と、**コロナに起因する状況の変化などにより、目標未達となった課題のある取組も僅かに見られた**ところです。
・経営健全化に向けた取組においては、29件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%と、**本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られている**一方、「D又はE」となったものが約３%と、**経営健全化に向けて課題のある取組も僅かに見られた**ところです。
・業務・組織に関する取組については、34件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%、「D又はE」となったものが約３%と**概ね適正な状況を保持しています**。
・令和５年度については、令和４年度と同様に**何れの取組においても一定以上の成果**があり、今後も着実な取組の推進が期待されますが、**コロナに起因する状況の変化などにより、目標未達となった課題のある取組も僅かに見られている**ことから、**本市施策への影響等も適切に把握**しながら、**取り巻く状況の変化に的確に対応し、対策を講じるなど、改善に向けた取組**も求められます。また、**今般の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化に伴うリスクを的確に捉え対応する視点**も、引き続き必要です。

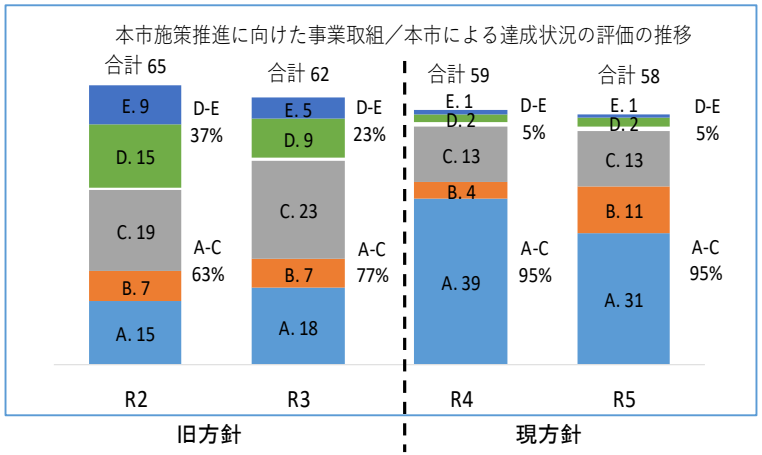

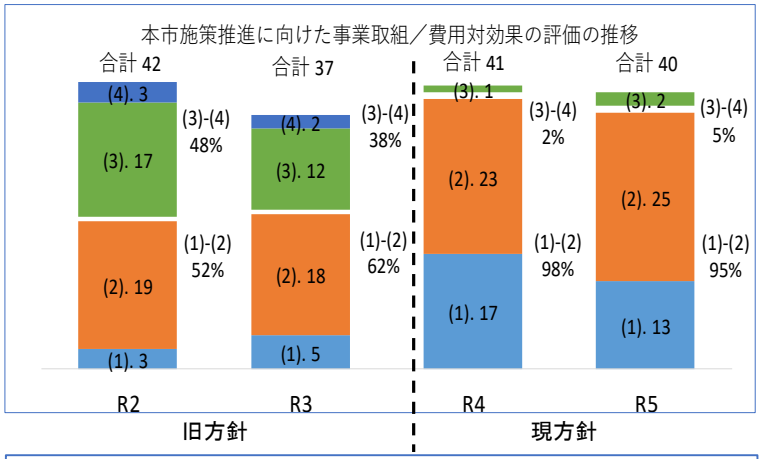

＜本市による達成状況の評価区分＞
A.　目標を達成した
B.　ほぼ目標を達成した
C.　目標未達成のものがあるが一定の成果があった
D.　現状を下回るものが多くあった
E.　現状を大幅に下回った

＜費用対効果の評価区分＞
(1).　十分である
(2).　概ね十分である
(3).　やや不十分である
(4).　不十分である
※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

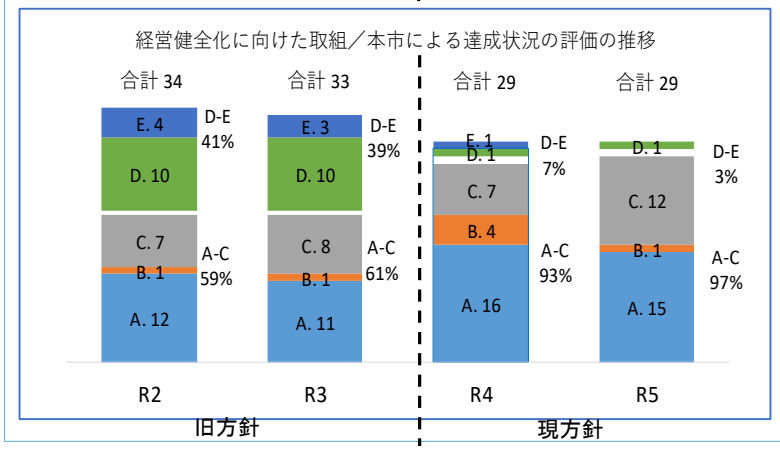

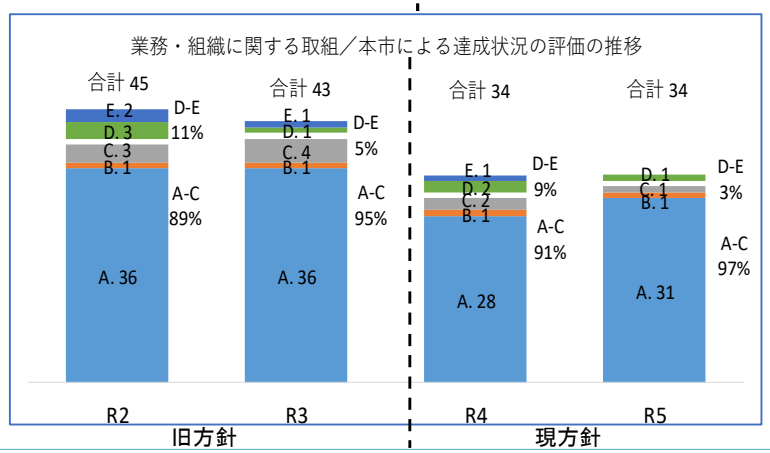

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4　令和5年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

・下表の各取組において、令和５年度の今後の取組の方向性が「Ⅰ」となった約57%、52%、91%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。

・各取組において、令和５年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となった約43%、48%、９%のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていく**ことや、**社会状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施**していくことも求められます。

・なお、令和５年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会経済状況の変化により、関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和５年度取組評価の状況を踏まえ一層の取組の推進を図るもの等**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。

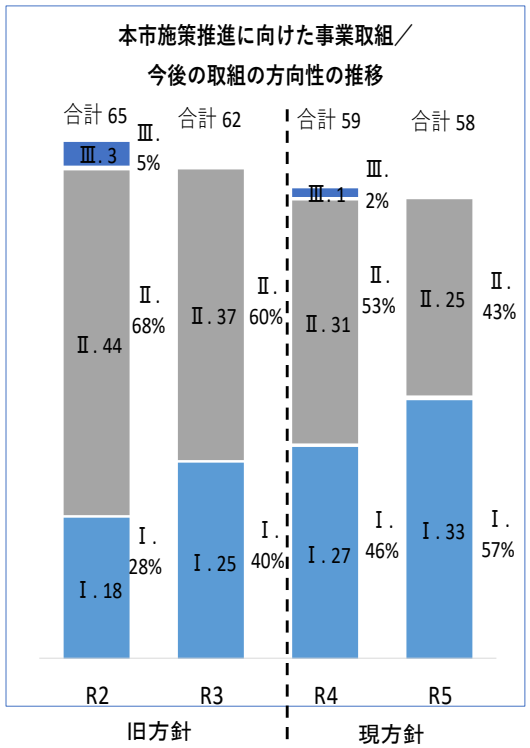

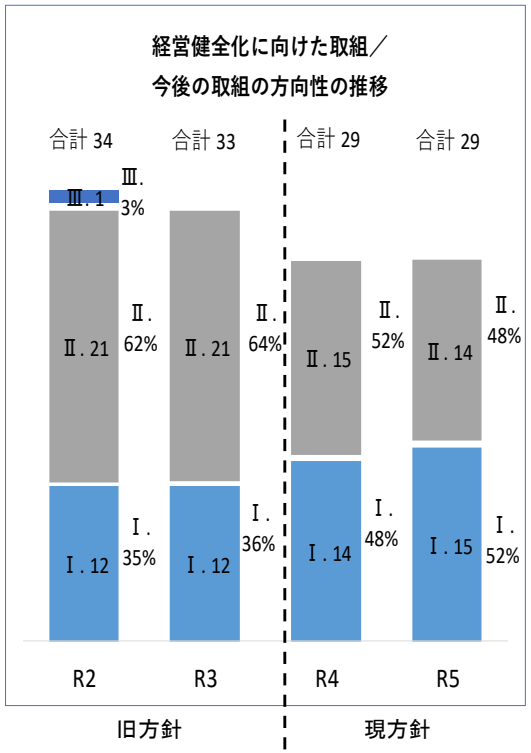

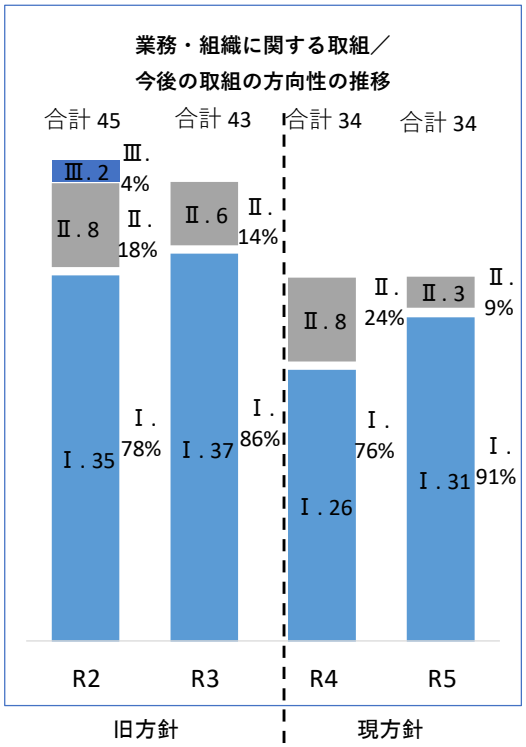

＜今後の取組の方向性区分＞

Ⅰ．現状のまま取組を継続

Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続

Ⅲ．状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

参考資料２

令和６年８月６日

川崎市長　福田　紀彦　様

川崎市行財政改革推進委員会
会長　伊藤　正次

令和５年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

令和６年度第１回及び第２回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等２３法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和５年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和５年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果

令和６年８月

川崎市行財政改革推進委員会

目　次

1　川崎市行財政改革推進委員会における審議について
（1）　審議対象について
（2）　出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
（3）　取組評価の手法について

2　評価全般に関する審議結果について
（1）　取組全体の評価
（2）　審議内容

3　個別の評価に関する審議結果について
（1）　本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
（2）　経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
（3）　業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】
（1）　委員名簿
（2）　審議経過

1　川崎市行財政改革推進委員会における審議について

（1）　審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和４年３月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「連携・活用方針」という。）の令和５年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「連携・活用方針」に基づく２年目の評価となるものであり、評価全般に対し、令和４年度取組評価において、新型コロナウイルス感染症からの想定以上の回復状況により変更を行った目標値等を踏まえた取組の進捗状況を確認し、個別の評価については、方針策定時の現状を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、状況の変化により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

（2）　出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「連携・活用方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和４年度から令和７年度までの４か年を取組期間として、実施するものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の３つを取組の柱として、計 121 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

（3）　取組評価の手法について

各法人の「連携・活用方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 121 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に

係る現状・行動計画・指標と４か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2　評価全般に関する審議結果について

（1）取組全体の評価

ア　「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが約 95%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが約 95%となっており、目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが約５％、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが約５％と、新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化などにより、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ　「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97%と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られている一方、「D 又は E」となったものが約３％と、経営健全化に向けて課題のある取組も僅かに見られたところである。

ウ　「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%、「D又はE」となったものが約３％と、概ね適正な状況を保持していると認められる。

上記取組について、令和５年度は、令和４年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も着実な取組の推進が期待されるが、新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化などにより、目標未達成で課題のある取組も僅かに見られていることから、本市施策への影響等も適切に把握しながら、取り巻く状況の変化に的確に対応し、対策を講じるなど、改善に向けた取組も求められる。また、今般の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化に伴うリスクを的確に捉え対応する視点も、引き続き必要と考える。

（2）審議内容

ア　目標未達成となった取組の影響について

＜本委員会の意見＞

全般的には、目標値の変更後においても、着実に取組を進め成果を上げているが、目標未達成で課題のある取組が少ないことにのみ着目し、総括するのではなく、例えば、目標未達成となった取組の事業規模等によっても、市の施策へ与える影響等も異なると思われることから、こうした視点も踏まえた対応をすることも必要と考える。

＜市の見解＞

「連携・活用方針」に基づく取組評価は、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的とし、実施していることから、目標未達成となった課題のある取

組については、その要因分析を的確に行いながら、本市施策へ与える影響等も適切に把握するとともに、市と法人が緊密に連携し、具体的な対策を講じるなど、改善に向けた取組が必要と考える。

イ　出資法人の存在意義等について

＜本委員会の意見＞

新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化や、物価・エネルギー価格の高騰、事業への更なる民間事業者の参画など、多様で変化の激しい社会状況にある中、法人の事業運営や財務面においても、影響が及んでいる状況も見受けられることから、法人の役割や存在意義については、将来における抜本的な見直しも視野に入れながら、整理、検討を行う必要があるのではないかと考える。

＜市の見解＞

「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」において、「連携・活用方針」に基づく点検評価により、著しく有効性及び効率性が低下し、状況が改善されない事業が把握された場合は、そのあり方や手法の見直し等を検討することとしている。

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところでもあるが、令和８年度を始期とする新たな「連携・活用方針」の策定に向けては、改めて、現状の課題や状況の変化を踏まえながら、「連携・活用指針」に基づき、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証し、法人の設立目的や存在意義等も含めて検討する必要があると考える。

3　個別の評価に関する審議結果について

（1）　本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業について	・文化芸術施設の稼働率向上や同施設における主催事業の参加者増のための手法として、従来型のアンケート、広報誌等による発信は、受け手市民に十分に届いているのか。SNS 発信、主要駅等での宣伝、マスメディアでの取り上げなどの様々な手を尽くし、民間事業者と伍していくだけのノウハウを活用することが必要不可欠ではないか。 ・老若男女問わず刺さるための宣伝力が問われていると思う。ひとえに、事業を市民の目に止めさせるかが肝要ではないか。関連企業等とのタイアップを目玉として位置付けることも有効ではないか。	効果的に施設や事業を周知するため、チラシに加え、市内の多様な文化イベント情報やギャラリー展覧会情報などを掲載したアートニュースを毎月発行し、誰もが気軽に手にできるよう、多くの人が目にする各区役所や市民館・図書館、学校、市内公共施設をはじめ商業施設などにも配架するとともに、関連するイベント等と連携した周知や財団のＷＥＢサイトへの掲載など、市民に十分に届くことを意識した広報となるよう工夫しています。また、広報動画や SNS での発信など、経費も考慮した効果的な広報となるよう努めています。 今後も、より市民の目に止まるような効果的な広報のため、浮世絵等の文化資源を観光活用することで、観光業との連携など、検討していきたいと考えています。

かわさき市民活動センターの青少年健全育成事業について	わくわくプラザの登録率が目標を下回っていること自体は問題ではなく、わくわくプラザを含めて子どもの居場所が適切に確保されているかが重要であると考えられる。この点からすると、「利用者満足度アンケート」の質問項目のうち、「活動内容は保護者に伝えられている」ことを肯定する回答が 66.9%とやや低い点が気になる。子どもの居場所づくりに関する取組全体の中でのわくわくプラザの位置づけを意識しながら、内容の充実や地域における認知度の向上に努める必要があるのではないか。	青少年の心身の健全な育成を図るため、家庭、学校、地域、行政などと連携し、利用者のニーズに寄り添いながら、子どもの成長を見守り、多世代交流の場づくりはこれからも大変重要と認識しています。 ご指摘いただきましたとおり、事業を開始した当初から、内容の充実につきましては課題であると認識しておりますので、児童の安全な居場所として、入退室情報が保護者へ伝達される入退室管理システムの配信機能を活用した広報の検討など、多種多様な事業展開による内容の充実を図るとともに、併せて、地域の関係団体等の協力を得る中で地域における認知度の向上に努めてまいりたいと考えております。
川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・取扱量の減少等や、それに連動する主要な売上高の減少等への対応について、方向性の具体的内容に記載する取組が改善策となっているのか疑問に思われる。これまで対応していなかった SNS の活用に関する検討もよいが、果たしてどれだけの効果を見込んでいるのか。場内事業者の廃業等もあ	本市及び川崎冷蔵(株)が保有する現在の冷蔵・冷凍設備は、古いものでは建設後２５～４０年以上経過しており、卸売市場を取り巻く社会経済環境の変化に十分に対応しきれていないことが、同社の経営動向に影響を与えていると考えています。 川崎冷蔵（株）の安定的な経営の実現に向け、当面は現行施設下における売上確保の取組に努めるとともに、市場内の冷蔵・冷凍設備が時代に合った規模・能力で整備される機能更新の動きに

	る中で、こうした減少分を取り戻すだけのより具体的な取組の記載が必要ではないか。 ・北部市場の機能更新もある中で、中長期的な課題ではあると思うが、法人の在り方に関しても考えていく必要があるのではないか。	合わせて、効率的な業務体制を構築できるよう、本市やPFI事業者と連携を図りながら取り組んでいくことになります。 また、SNSの活用については、その効果の具体的な数字までは算出しておりませんが、売上増加や企業認知度向上、人材確保等に向けて、積極的に取り組んでいくという趣旨で実施を検討しております。
川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	かなりの取扱量・稼働率の目標未達が見られるが、「場内事業者の廃業」とは具体的にどれくらいのものか、どのような理由でなのか。	川崎冷蔵（株）の冷蔵・冷蔵庫で比較的大規模に容積建て保管を利用していた水産仲卸業者のうち１社が、令和５年度に業績不振により廃業し、F級の３６５．２㎥が返還されました。 一方で、令和５年度、事業者への営業活動を実施し、SF級容積建の冷蔵庫について水産仲卸の既存顧客２社が規模を拡張、新規顧客１社の利用開始につなげており、容積建稼働率の維持・向上に努めるなど、引き続き、事業者の利用拡大に向けて取り組みます。

川崎・横浜公害保健センターの検査・検診事業について	・近隣の医療機関での受診を希望する被認定者が増加したために受診率が目標を下回っていることに表れているように、本事業は歴史的使命を終えつつあると判断することができるのではないか。 ・行政サービスコストの目標値が達成できなかった理由が修繕費等の増加であるとされており、施設・設備の老朽化が懸念される。資産マネジメントの観点からも本事業のあり方を検討する必要があるのではないか。 ・課題感に関しては、取組評価シートに記載されているとおりと認識しており、他の医療機関でも対応できるということは、この法人の存在意義を考えた時に、結果として、法人の廃止という整理もあり得るのではないかと思われる。また、仮に法人を存続させるとしても、存続させると判断できるだけの材料を示した上で判断することが	センターの主な実施事業である検査・検診事業については、公害健康被害被認定者は徐々に減少傾向にあるものの、現在約１，０００人おり、そのうち４０歳・５０歳代が約５０％を占めることから、サービスを継続的かつ効果的に受けられることが重要であると考えております。 さらに、昨年６月に策定した「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」のもと、気管支ぜん息を含めた幅広いアレルギー疾患に関して、総合的な対策に向けて取組を進めていることから、こうした取組と、センターで実施する一般市民の方も対象とした呼吸機能訓練・呼吸器健康相談との整合を図る必要があります。 議会からは、検査・検診事業が減収傾向にあること、センターで実施する事業を担えるその他の医療機関等が増加していること、相対的にセンターの専門性等が薄れていること、法人の収支不足に対して、限りある基金を原資とした補助金で対応している状況などを鑑みて、本市に対してセンターの在り方を含めて検討するよう要請されたことに加え、今回いただいた御意見を踏まえ、本市施策との整合を図りつつ、横浜市や法人などの関係者と協議を行いながら、様々な観点から、総合的に検討を進めてまいります。

	求められるのではないか。 ・いずれにしても、法人の在り方に関しては、今後の被認定者数の見込みや、法人における職員の人件費等について、中・長期的な視点でしっかりと分析を行った上で、検討を行うことが必要であると考える。 ・検査可能な民間医療機関が増え、当法人から受診者がシフトしているのは好ましい状況ではないのか。当法人は存在意義を転換していくべきではないか	
みぞのくち新都市の魅力あふれる再開発ビルの管理運営について	顧客満足度において調査方法等が変更されたとのことだが、どのような変更をしたのか。	令和４年度は、専門の調査機関（民間マーケティング会社）の生活者パネル調査の対象者のうち、ノクティ周辺の地域に居住しており、かつ、ノクティを利用したことがある方を抽出し、調査機関経由でアンケートを行いましたが、令和５年度は、アンケート依頼の対象・方法を変更しました。 まず、店内ポスター、リーフレット、ホームページ、ノクティビジョン、デジタルサイネージにより広く告知するとともに、NOCTY メールマガジンにてアンケート依頼を行いました。その上で、性別・年齢等の回答者属性の偏りを解消するため、回答が少

		なかった属性のノクティポイントカード会員のうち、メールアドレス登録者（NOCTY メールマガジン配信希望者）に対して追加依頼を行うという手法をとり、より正確な顧客満足度、ニーズ把握に努めました。
臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について	・新型コロナウイルス感染症の影響等との評価だが、今後のコンテナ取扱貨物量の回復の見通しはあるのか。客観的な実情を確認したい。 ・航空貨物の需要増大なども踏まえれば、本事業について当該法人が担うべきものかなどについて抜本的な検証・検討を行うことが求められるのではないか。	はじめに、今後のコンテナ取扱貨物量の回復の見通し等についてでございますが、令和 6 年 4 月～6 月の取扱貨物量は前年同月対比で約 20%の伸びを記録している状況であるものの、世界的な情勢としては、パナマ運河の渇水に伴う通航制限や紅海付近の情勢悪化に伴いスエズ運河から喜望峰へのルート変更によりコンテナ不足等のサプライチェーンがまだ復調しておらず、その影響もあって主要港への貨物の集約化などの動きにより川崎港は抜港の対象となっている状況です。 今後、サプライチェーンが安定してくれば、コロナ禍前の水準に緩やかに戻っていくと考え、引き続き既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得、新規顧客獲得の展示会への出展等ポートセール活動を行っていきます。 次に、本事業について当該法人が担うべきものかについてでございますが、川崎港におきましては、川崎市港湾局と港湾関連事業者等で構成する官民が一体となって構成する『川崎港戦略港湾

		推進協議会』を中心にポートセールス活動を展開しており、出資法人である川崎臨港倉庫埠頭（株）は、本協議会の一部会であるポートセールス部会（ＰＳ部会）の一員として事業に携わっております。また、当法人は京浜港唯一の港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社とともに共同事業体を組み川崎港コンテナターミナルの指定管理者として指定されており、川崎港コンテナターミナルの管理運営に民間のノウハウや活力を導入し、サービスの向上や経費の節減を図るとともに、本市等と連携した積極的なポートセールスを行うことにより、同コンテナターミナルの活性化を図る役割がございます。 　そのため、現状は出資法人のコンテナターミナル管理運営事業の評価指標の目標値として川崎港戦略港湾推進協議会全体の目標である年間コンテナ取扱貨物増加量 10,000TEU を掲げておりますが、昨今のコンテナ取扱貨物量の推移に関しては、出資法人の努力等ではなく、外的要因が多大に関係しているため、今後出資法人と協議を重ね、次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」策定時においては、コンテナターミナル管理運営事業における当該法人が担うべき成果目標（評価指標）についての検証・検討を行ってまいりたいと思います。

生涯学習財団の寺子屋先生養成事業について	寺子屋先生養成講座受講者満足度が目標を上回る実績を上げている点は評価できるが、令和６年度は事業を受託できなかったことから、今後の財団の事業運営への影響が懸念される。事業を受託できなかった理由を精査し、組織運営・事業構想のあり方を見直すことが必要ではないか。	これまでの受託実績により、寺子屋先生養成事業にかかる費用を適切に積算し入札しましたが、今年度は受託には及びませんでした。しかし、本事業は本市の委託事業であり財団の直接的な収益事業ではないことから、事業運営への大きな影響はないものと考えています。 本事業は、市の「地域の寺子屋事業」の事業開始以来、中間支援組織としての強みを活かして市と連携協働し、事業の特性などへの理解を深め、市内小中学校の寺子屋開講に繋げるよう、より効果的・実践的な研修を実施するなど、「地域の寺子屋事業」の進捗に主体的に取り組み貢献してきました。今後も引き続き事業内容や運営方法を見直し適切に費用を積算し、事業を受託できるよう取り組んでいきます。

（2） 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の自立性の確保について	民間のノウハウを吸収した上で、出資法人としての強みを生かした一過性ではない自立性の確保について、どのような構想をお持ちなのか。財団のアイデンティティがなければ、先行きは厳しいのではないか。民間にゆだねることも視野に旧来の常識にとらわれない運営を検討していただきたい。	誰もが気軽に文化芸術に触れ、多くの市民が文化芸術の楽しさを感じることができるよう、文化芸術活動を振興し、市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めることが必要であり、文化財団は市の協働のパートナーとして、文化の専門的な組織としての強みを活かし、多彩な文化芸術事業の実施、文化芸術施設の効果的な運営を行うとともに、多様な市民の主体的な文化芸術活動を促進するために、文化芸術に係る中間支援の取組を推進することが求められます。 文化財団は、様々な文化団体や事業者等とのつながりをさらに構築し、事業を幅広く展開することがより効果的と考えますので、事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や、多様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組強化など、専門的な組織としての役割を担い、本市との連携をさらに深めつつ文化芸術振興を推進するとともに、経費の効率的な執行や事業収益の確保につなげていきたいと考えています。

スポーツ協会の収益性の確保について	令和４年度まで実施していた富士見公園運動施設管理の終了、とどろきアリーナで実施していた教室の縮小などが影響をあたえているようだが、今後、等々力緑地や富士見公園の再編整備によってどのような状況改善が見込めるのか。	「等々力緑地再編整備・運営等事業」及び「富士見公園再編整備事業」は両者ともPFI事業として進められております。川崎市スポーツ協会はこの事業を受託した構成企業にいずれも参加していないため、施設完成後の管理運営等に参加することは難しく、収益の改善につなげることは困難な状況です。 経営健全化に向けては、財政基盤の安定化を第一に考え、経費や人件費の抑制を図り、好評な事業の拡大や料金設定の見直しの検討による収支の改善に取り組むとともに、業務分担の一部見直しを行い時間外勤務の縮減や、適正な人員配置について検証し、人件費の削減を実施してまいります。
スポーツ協会の収益性の確保について	指定管理の終了等事業収益構造が大きく変化する中、外部収益増（新規獲得）と内部固定費削減に取り組むのは容易ではない。直ちに「赤字事業」を縮小・廃止するべきものではないが、全体では収支バランスをとなればならない。個別にどんな「赤字事業」があり、どれくらいの赤字額であるのか。	主な赤字事業として、多摩川マラソンは、定員が満たなかったこともあり、約300万円の赤字額となっております。また、桜本スポーツ教室についても、赤字事業（約80万円、人件費を除くと約50万円）となっております。 こうしたことから、令和５年度は、新たにスポーツフェスタ事業の受託や、スキー＆スノーボード教室など一部事業の料金について適正な価格とし、赤字事業である桜本スポーツ教室については、令和６年度に廃止いたします。今後も、多摩川マラソンの参加者増に努めるとともに、各事業の利用料金についても見直しを

		行うなど、法人として収益性の確保に努めてまいります。
かわさき市民活動センターの法人の自立化や経営の安定化の推進	第5期指定管理の受託施設数が減少したために市からの補助金・委託費以外の収益について令和6年度以降の目標を達成することが困難な状況であるとのことだが、その原因や対応策を検討する必要があるのではないか。	補助金・委託料以外の収益といたしまして、子育て支援・わくわくププラザ事業収益(サービス利用料)及び青少年事業収益(実習生等の受入れに伴う謝礼金)(利用者実費負担)等がありますが、当該収益については、受託施設が減少することにより、それに比した収益（自主財源）が減るという主旨で目標値を変更するものです。 引き続き、子育て支援・わくわくプラザ事業等の運営ならびに周知・広報により、自主財源の確保を図るとともに、当該項目以外の自主財源等についても、一層の増加に向けて検討してまいります。
川崎冷蔵の経常利益の確保について	収益大幅減の中、人件費が想定より増加（800 万円程度）とはどのような理由によるものなのか。	これまで、経営改善を進めるため、最小限の組織を基本とした業務体制で運営してきましたが、世代交代に対応し業務執行の安定性・継続性の確保を目的として、1人採用したことなどによります。 今後に向けては、安定的な会社経営を行うため、業務執行の内容・方法等の定期的な点検・確認・指導など、中期事業計画に基づく取組を進め、効率的な業務体制を維持しながら経費の削減に努めます。

川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について	使用料の減免が令和６年度からなくなる中、今後も厳しい経営動向が予想される。目の前の経営努力はもちろん必要だが、国際情勢の変化や物流 2024 問題など、大きな経済環境にも対応していかねばならない。中期経営計画のなかで抜本的な対応策は計画されているのか。	現在の中期事業計画は、自立した経営の確保と場内外事業者へ効果的な営業展開を取組の方向性として、卸売市場や冷蔵・冷凍倉庫を取り巻く令和４年度末時点の状況を踏まえ、令和８年度末までの４年間の計画として、令和５年３月に策定されたものです。 国際情勢をはじめとする、計画策定後の状況変化に対しては、当面の間は、現在の計画に基づき臨機応変に取り組むとともに、今後は、機能更新の進捗状況や令和７年度策定予定の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の内容等も踏まえて対応していきます。 また、今後、電気料金の上昇に対応した利用料金の見直し等により売上高の増加を図り、借入金を完済して安定的な経営環境の整備を進めていきます。
川崎・横浜公害保健センターの効率性の高い業務運営・改善について	法人の存在意義や役割・機能の変化は必ずしも悪いことではなく、好意的にとらえるべき部分もはっきりさせるべきであると考える。そのうえで、事業効率性には不断の努力は必要であり、記載されているような検討をいたずらに先送りすることなく進めるべき。	「川崎・横浜公害保健センターの検査・検診事業について」における市の見解と同様となります。

公園緑地協会の運営の自立性の向上について	新たな「協働の取組」の担い手確保に繋げる取組の中で、中間支援組織として、協会が持つ地域との繋がりや、専門知識はアドバンテージとしているが、これだけでは今後もこの協会を存続させる理由とはならないものと考える。他の民間事業者においても、こうしたアドバンテージがないとは必ずしも言えず、また、等々力緑地のコンセッション事業がいよいよ動き出した中で、今後、他の民間事業者の優位性や協会に代わり担える部分が多く出てくると思われる。 現状、公園等の管理に関して、新たな取組の検討をしているとのことだが、取組評価シートに記載のとおりのアドバンテージによってのみでは、協会を存続させるだけの理由とはならず、また、市からも一定財政支出があることを考慮しても、協会を引き続き存続させることに対して、対外的な	本市では令和２年度に「パークマネジメント推進方針」を策定し、大規模公園を中心に民間事業者の持つアイデアやノウハウの活用により、収益性の確保や管理運営の効率化が見込まれる公園については、民活導入し、公園課題の解決につなげることとしていますが、一方でまとまった収益をあげることが困難な規模の小さい公園については、様々な主体との「協働の取組」を進めることで、保全、利活用など様々な課題の解決を目指すという、等々力緑地等に代表される大規模公園とは別のアプローチを取っています。 「協働の取組」の担い手の中心は、地域住民を想定しており、これまで協会が、長年かけて培ってきた地域住民との信頼関係は、民間事業者にはない強みと考えています。一方で、本市の公園管理の課題認識として、地域団体の高齢化等があり、既存の地域とのつながりだけでは、「協働の取組」を持続的なものとすることは困難であり、新たな「協働の取組」の担い手を公園に呼び込み、管理運営につなげる施策が必要です。この施策の推進には、公園の魅力発信、公園利用者間の活動や取組を連携させることなどこれまでの協会の活動の範囲を超えるものがあり、これらに対応するための体制をどのように構築するのか、法人自ら示す必要があ

	説明も含め相応の覚悟が必要ではないか。 　このような状況において、仮に協会を存続させる方向性であったとしても、例えば、他法人のような「中期事業計画」などの作成により、行政として、協会の方向性等を具体的に示していくことも必要ではないか。	ると考えています。 　また、令和５年度から、当期の経常損益が約 4,000 万円の赤字となり、持続的な協会経営が困難な状況です。赤字解消に向けて、市からの財政支出のみに依ることなく、協会自らの経営努力により、改善する計画なしには協会存続の最終判断はできないと考えています。

（3）　業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

意見等特になし。

【参考資料】

（1）　委員名簿

氏名 （敬称略・五十音順）	役職等
出石　稔	関東学院大学 法学部長・法学部地域創生学科 教授
伊藤　正次（会長）	東京都立大学 法学部法学科 教授 東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授
内海　麻利	駒澤大学 法学部政治学科 教授
藏田　幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 商経学部 准教授
黒石　匡昭	PA パートナーズ株式会社 代表取締役／公認会計士

（2）　審議経過

・第１回委員会

令和６年７月４日（木）WEB 併用会議にて開催

・第２回委員会

令和６年 7 月 25 日（木）WEB 会議にて開催